

気になる税金の話を税理士にご相談。

# 税制セミナー



# 個別相談会

・税制改正やインボイス制度について

日時

令和5年 **12月20日(水)**

午後3時～午後5時

・午後3時～税制セミナー  
セミナー終了後、個別相談会

※セミナー、相談会ともに無料です。定員15組  
※個別相談が重なるとお待ちいただく場合がございます。  
※当日、積水ハウスアンケートのご協力をお願いします。

会場

ハイスタッフホール（観音寺  
市民会館）第4会議室

【観音寺市観音寺町甲1186-2】

ご予約

セミナー、相談会は事前予約制です。  
下記電話番号よりご予約ください。

積水ハウス株式会社  
イズセトラ宇多津展示場

0877-41-9662 ■営業時間／9：00～18：00

■定休日／毎週火・水曜日、祝祭日

税金のスタート地点は  
税理士への相談会から！



お車をご利用の際は、施設の駐車場をご利用ください

・税務書類の作成を税理士に依頼する際は、税理士との直接契約となるため別途費用が発生します。  
・この相談会は、一般的な税務に対する相談をお受けするもので、個別の申告、申告書類作成等に関するご相談はお受けできません。

# 税制改正・インボイス制度のポイント

## 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

- 相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。
- 暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。

## インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

### 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとします。
- これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税を選択する場合より、事務負担も大幅に軽減されることとなります。

※免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとします。

## 税理士に直接相談できます！

中林孝司税理士事務所

浮田知希税理士事務所

中林 孝司

浮田 知希



積水ハウス株式会社 東四国支店

〒761-0301 香川県高松市林町2539番地15

Tel.087-866-4733

■営業時間／9：00～18：00

■定休日／毎週火・水曜日、祝祭日

宅建業免許：国土交通大臣（15）第540号

建設業許可：国土交通大臣許可（特・般-2）第5295号

（一社）不動産協会会員 （公社）首都圏不動産公正取引協議会加盟